

# 高齢化が進展していく中で 家族信託を使うことで 解決できる悩みがあります

財産管理に関するお客さまの希望を叶える手段として家族信託が注目を集めている。一方で家族信託を扱ったことのある専門家が少ないなど課題も多い。そこで、家族信託のメリット、FPが果たすべき役割等について一般社団法人家族信託普及協会の芳屋昌治代表理事に伺った。

認知症を発症してしまうと積極的な相続対策が不可能に

——はじめに、家族信託の概要を簡単に教えてください。

**芳屋** 家族信託は、2007年の信託法改正により使いやすくなった「民事信託」の一つです。それまでは、信託業の免許を受けた信託銀行や信託会社が「受託者」となって財産を預かる「商事信託」が中心でした。

これが改正により、信託業の免許を持たない個人・法人を受託者として財産管理を任せる「民事信託」を様々な場面で活用するニーズが高まってきました。ただ、まったくの第三者に自分の大切な財産を預けるのは現実的ではありませんよね。そうした観点から、民事信託の中でも、特に家族を受託者にして財産を預けるものを「家族信託」と呼んでいるのです。

——2007年から利用しやすくなった「家族信託」が、ここ

にきて注目を集めているのはなぜでしょうか。

**芳屋** 様々な要因が考えられますが、きっかけとなったのは、相続税の改正だと思えます。これにより、相続対策を考える方が増えたわけですが、同時に、高齢化が進む中で相続対策が進められなくなるリスクも顕在化してきたのです。

その代表的な例が、認知症の発症です。認知症になり、判断能力が十分でないと判断されると、単独で法律行為ができなくなり、成年後見制度を利用することになります。この制度は「本人の財産を保全する」ことが目的ですので、暦年課税贈与の非課税枠を使った生前贈与といった「財産を減らしていく」相続対策が続けられなくなってしまうのです。同様に賃貸物件の建築など「財産の組替えによって財産の評価を下げる」こともできません。

厚生労働省によると、65歳以

一般社団法人家族信託普及協会代表理事

芳屋昌治

